古代における日本の放牧に関する歴史地理的考察

安　田　初　雄

Ⅰ．奈良時代以前

石器時代の遺物中に，馬の歯や骨が混在していて，すでに当時本邦においても馬が棲んでいたことが確認されている．しかしその馬が家畜であったかどうかについては未詳であり，勿論如何なる方法で飼養されていたかをたどる資料もない．それらは野生の馬であろうと推定されている[1]．山野に野馬がすみ，時にはそれが捕獲され得たとしても，それは野生の禽獣をとる狩猟にすぎなく，飼養特に放牧を行ったと認められる確証は何も存在しない．後世の常陸風土記に記載されている野馬即ち麻生の薊馬は，この類と思われる[2]．この野馬は行方の馬といわれていたが，天武天皇の世に朝廷に献上された．これを又茨城の里馬とよぶ者もあった如くであるが，風土記の著者は，それは非也と否定している．当時行方の馬とは別に茨城の里馬とよばれた家畜としての馬も，この地方に存在したのである．

魏志倭人伝の「其地無牛馬虎豹羊鵲[3]」の記事が，どの程度真実性をもつか疑問であるが，この語にでてくる虎以下の動物は，確に本邦には棲息していなかったことなどから，当時の日本の実情に通じた者の手で，書き上げられたものとみられている．これら野生の獣類といっしょにあげている牛馬が，家畜の牛馬をさしたものか，野生の牛馬をさすものか不明である．野生の牛馬を含むとすると，本邦に野牛がいなかったのは正にそのとおりであるとして，諸国の縄文式遺跡から馬歯や馬骨が出土し，野馬がいたことは確実であるから，「其地無馬」とするのはあたらない．これは当時牛馬を家畜として飼養するのが普通であった晋人が，野馬などを念頭におかずに記述したものともみられる．若し多少とも牛馬が飼養されておれば，無牛馬とはいいえないわけであるが，２・３世紀頃の本邦では，家畜の牛馬をもたなかったか，持っていても注意をひかない程度に数が少なかったのであろう．

応神天皇の15年に百済から良馬２匹を献[4]じ，阿直岐がその飼養を担当した．この史実をもって本邦に馬が導入された最初のものとみるものが多く，「当時之を飼うべき様を知らず，山に放ちたるに因って，かの山を生駒山と号す[5]」とか，「生駒山に馬を放飼し，厩坂につなぎ飼わせられたるは，本邦に於いて馬の放飼，櫪飼の始めにてあるべし[6]」とする．それ以前すでに本邦では馬を飼養していたとするものもある．それによると，このとき百済から良馬が輸入されて，日本の産馬が改良されはじめたとする．家畜の飼養法について史料が得られるのは，この時以降のことである．これ以前に牛馬が飼われていたとしても，その飼養方法については全く不明である．

５世紀に入って顕宗天皇２年（486），「天下安平，徭役なく，歳比登稔し，百姓は富み，馬は野にはびこった」と云う[7]．この日本書記の記事は，後漢書明帝永平12年「是年天下安平」の句を模したものと云われているが，後漢書の「粟斛三十，牛羊被野」を「稲斛銭一文 馬被野」と書き改めたものと云われる．羊のかわりに馬をとりあげているのは注目に価する．この馬が放飼されていたのである．それは自由放牧であろう．この時代までに馬の数は可成り増大したであろうことは想像に難くない[8]．そして山野に放飼されていた事実もその通りであろうが，いたる所の山野に馬が放牧されていたとは考えられない．

6世紀に入って安閑天皇の時代に難波の大隅嶋及び媛島松原に牛牧が開設せられ[9]，信濃の望月及び霧原の両牧に馬を放し[10]，後世牛馬繁殖のもとをなしたと云う。716年に大隅・媛島両牧が廃されるまで，この難波の牛牧は略200年間放牧に利用されていた．大隅島は大阪市北方の大道・中島付近，媛島は同市北西の稗島にあたる[11]．この時代には馬の数も可成り多くなったと見え「賜筑紫国馬四十匹[14]」とか，「賜以良馬七十匹[15]」とかの記事がでてくる．

天智天皇の7年（668）には「于時近江国講武　又多置牧　而放馬」とある[16]．近江令の制定などによって，諸国に牧を置いて馬を放させたのであろうか，少くも近江国に馬牧を開設させたことは疑いない．文武天皇の4年（700）3月には「令諸国定牧地放牛馬」とあり[17]，諸国に命じて牛馬の牧を開設させた．これは明かに大宝令で規定される牧制の素地をなすものである[18]．翌701（大宝元）年に制定された大宝律令は，この時から実行した事ばかりでなく，大化改新以来実施してきた事をも含んでいる．707（慶雲4）年3月には「給鉄印于摂津伊勢等廿二国使印牧駒犢」とあり，命に随って牧を設けた諸国では，律の定めによって放牧牛馬に官印をあてる必要があった．これによるとすでに22国は官牧をもっていたわけである．

〔註〕

（1）古島敏雄：日本農業技術史上　P.108
（2）鈴方貞亮：日本古代家畜史
（3）魏志倭人伝
（4）日本書記
（5）日本風土記　日本馬政史1，P. 47
（6）（5）に同じ
（7）日本書記，18
（8）石坂橘樹：日本農業史論　P. 217
（9）日本書記，18
（10）和漢三才図絵
（11）吉田東伍：大日本地名辞典・大日本農史
（12）（13）（14）（15）（16）日本書記
（17）続日本紀，1
（18）西岡虎之助：荘園史の研究上　P. 306

Ⅱ．奈良時代の放牧

(1)　自由放牧の普及

奈良時代に盛んに放牧を行ったことに関しては，二，三の論考がある[1]．しかし如何なる方法で放牧したかについては，明かにされていない．まずその点について検討してみよう．

奈良時代には前代をうけて自由放牧が普及していた．当時農民は自由な山野の利用を保証されていた．しかるに王公諸臣の中には，その権勢にまかせて，山沢を占有し，百姓の樵蘇を妨げるものがでてきた．706（慶雲3）年の格がこのことを示している．

詔曰（中略）頃者王公諸臣　多占山沢　不事耕種　競懐貪婪　空妨地利　若有百姓採柴草者　仍奪其器　令大辛苦　加以被賜地実止有一二畝　由是踰峯跨谷　浪為境界　自今以後　不得更然　令百姓樵蘇勿[タヤスク]煩禁止焉　但氏々祖墓及百姓宅辺　栽樹為林　并周二三十許歩　不在禁限焉
慶安三年三月十四日[2]

711（和銅4）年にも同趣旨の詔がだされた．

十二月六丙午　詔曰　親王已下及豪強之家　多占山野　妨百姓業　自今以来　厳加禁断　但有応墾開空閑地者　宜銘国司　然後聴官処分[3]

樵蘇が妨げられては百姓の生活がなりたたない。それ故山沢の公私利を共にすべき原則は，当時甚だ重要であった．しかるにその原則が守られないので，百姓の利益をまもるため再々禁占山沢の詔がだされた．百姓は山沢で自由に樵蘇したばかりでなく，必要に応じ放牧も行っていたのである．

自由放牧の普及はただに山沢ばかりにとどまらず，神社や仏閣の境内にも及んだ．清浄を第一としなければならないこれらの境内で「馬牛群集」とか，「多有穢亂及放雑畜」とかいわれる事実が，諸国でみられるようになり，そのために禁令をださねばならぬ程になった．

元正霊亀二年五月
詔曰　崇飾法蔵　粛敬為本　営修仏廟　清浄為先　今聞諸国寺家　多不如法　或草堂始闢　争求額題　幢幡僅施　既許田畝　或房舎不修　馬牛群集　門庭荒廃　荊棘弥生[4]
神亀二年七月廿日
詔（中略）敬神尊仏　清浄為先　今聞諸国神祇社内　多有穢臭及放雑畜　敬神之礼豈如是乎　宜国司長官自執幣帛慎致清浄常為歳事[5]

山野で自由に放飼を行う場合には，作物を保護するために耕地の周囲にませ垣が必要である．近年まで自由放牧の慣行を残していた山村では，今日でも宅地や耕地を守るませ垣が残っている．萬葉の歌にでる馬柵，久敝，拒楛などは多くはこのようなませ垣である．佐々木信綱は「くべは放牧の牛馬の入らないようにした境界の垣根で，木を横へて結んだ柵」とのべている[6]．「赤駒のこゆる馬柵の標結いて」，「くべ越しに麦はむこまのはつはつに」及び「馬柵ごしに麦はむ駒の罵られど」など，歌の主意はとに角として，赤駒が越えないように完全に標を結う事実があり，又くべ越しとか馬柵越しに首をのばして，ませ垣内の耕作物である青い麦をたべ，又はたべんとする有様を意味している．このませ垣は牧の柵垣ではなく，田畑のまわりの杭垣である．このくべ垣には鹿や猪の野荒しを防ぐ目的で設けられたものもあった．「小山田の稲葉をこむるくべ垣の，あれまく見れば，鹿入りにけり[7]」の歌はそのことを証している．山奥の田畑は殊にくべ垣で守る必要があった．

近世においても信濃国伊那郡大河原村[9]では粟畑に垣根をめぐらし，同郡原町村[10]では土手をつくって夫々猪よけにした．対馬[11]でも木庭を開くのに囲牆用の木が必要で「木庭に生ずる木の牆とすべきほどに成らざる内は，伐り明くること成かね」るのであった．猪荒しをさけるためであることは勿論である．総州小金原の新田では，野馬や猪鹿の闖入を防ぐ土手堀を上州の草津新田[11の2]のそれにみならって作った．この様な状況は奈良時代において広くみられたのであろう．かくして人里遠い山田では，作物を荒されてもすぐには気づかれず，ひどくいためられた跡ばかり残すのに，人里近い麦畑ではくべ越しに首をのばした駒が，みつかって追い立てられることにもなった．

(2)　牧　　飼

自由放牧とならんで牧飼も普及した．牧とは一定の土地を劃し，家畜をかうために垣をめぐらしてある地所をさすが，その維持経営は容易でないから，官又は王公諸臣等の豪族がこれを経営した．このころ官私の経営にかかわる牧が可成り数多くあった．

これらの牧で如何なる様式の放牧を行っていたであろうか．令の定むるところによると通年放牧を行ったか，或いは牧内で放牧する季節以外は牧の門を開放し，自由に山野を馳駈させるごとき自由放牧と限定放牧の両者をかねる放牧もあったことが知れる．

牧に放してある駒犢は２才に達すると，毎年９月国司・牧長たちあいで，官の字の印をつけられた．馬は左髀に，牛は右髀につけることになっていた[12]．その際毛色歯才を記録して，一通は国に留め一通は朝集使に托し太政官に届けでるのである．この仕事は広い牧内で行うのであるから仲々の労力で，牧子全員をあげてかかってもなお手不足であった．それで近村の人々を使役する必要があった．若し放牧季以外は繋飼又は舎飼するのであれば，その折に官印をつけたり，牛馬の検査をすませれば，放牧牛馬を追い集める手数が一度だけですむわけである．それにもかかわらず当然放牧期間とみられる９月に行うのは理由があったのである．牛馬が牧の内外の山野を自由に馳駈している時よりも，牧内に放牧されている時期の方が，この仕事をやるのに都合がよい．ことに盛夏の候には開濶な場所に群集して生活する習性がある．この時期が放牧牛馬を追いあつめて捕えるのに最も都合がよい．近世の置付放牧でも，冬半年は牛馬が森林内に分散して越冬した．とに角この規定は通年放牧の牛馬の管理を念頭において作られて

いるに違いない．

一方において厩飼の定[13]めがあって，「細馬一匹，中馬二匹，駑馬三匹」毎に「夫々馬丁一人」，又馬毎に草刈人夫「穫丁」1人をあてた．牧飼の場合は牛馬百頭毎に「牧子二人」，その外毎牧に長及び書記を各1人づつおく定めであったから，この人数では冬季舎飼のための草刈りも世話も不可能である．近世の南部の九牧の一部の如く，冬季民間に預托舎飼を行ったとすれば別であるが，その種の史実は知られていない．随って令においては牧での舎飼を考慮していないのである．これが又牧で通年放牧を実施していたとみなければならない一証である．

もっとも一部では温暖季放牧も行なわれていた．ことに民間ではこの種の放牧が普及していたのではあるまいか．

厩牧令に「凡牧地　恒以正月以後　従一面以次漸焼　至草生使遍　其郷土異宜　及不須焼処不用此令」とある．この牧地の条は草生改良のための火入れについて定めたものであるが，放牧季を知る手がかりにもなる．即ち雑律で火入れの時期を定め，「非時に田野を焼くものは笞五十」の罰を課すことになっていた．非時と云うのは3月1日以後，10月30日以前である．令に正月以後とあっても3月1日以前でなければならない．もっともこの期日は地方によって一様ではなかった．火入れをやって牛馬を放すのは4月上旬であり，繋ぐのは11月上旬であると云う．即ち令集解に「穴云　問　牧馬以誰時繋飼　以誰時放飼耶　答　准上条　十一月上旬繋飼乾草　四月上旬放飼青草耳」とある．これによると冬半年の繋飼があった．然し律令には11月以降の繋飼を義務づけていたとみられる証拠はない．この繋飼は櫪飼即ち舎飼とは別である．しかし飼育に労力がかかることは余り大差がない．それ故事情が許せば冬半年も放飼を実施したのであろう．

かくして官公の牧飼は置付放牧を主体とし，一部で温暖季放牧も行い，一般民間では自由放牧をやるものが多かったのであろう．そのような事情を考慮しながら律令の定める条項をみると，肯首に値するものがある．

a．厩牧令では厩飼に関する規定が僅々2カ条にすぎないのに，放飼に関するものは甚だ多い．放飼が牛馬の一般的飼養法であったためであろう．

b．賊盗律で「凡盗官私馬牛而殺者徒二年半　馬牛軍国所用　故与余畜不同」として，牛馬の盗を重く処ばつする規定を設けたのは，粗放的な放飼で盗難に逢い易いことを意味する．舎飼ならばそれほど盗まれる機会も少く，随って牛馬がたとえ非常な貴重物であっても，かくの如き規定を特設する必要はない．

c．厩庫律で官私の牛馬を放し，官私の物を損食すれば笞20に処せられることになっていた．これは官私共に放飼する慣行があったために必要な条項であった．しかもこの際亡逸によって損食するものは，2等を減ずると定めてある．これは放飼をやっている間に逸出する牛馬が多かったことを明示している．舎（櫪）飼のみならば，厩から逸出する牛馬は殆んどないから，かくの如き規定は不用である．

d．駅馬や伝馬も使わない折は，近くの山野で放飼された．令に云う「毎卅里置一駅　若地勢阻険　及無水草処　随便安置　不限里数[14]」からすると，放飼の便があるところに駅がおかれた．又天平宝字8年10月の格に，「聞七道諸国　駅家之馬　不能放飼　或馬背瘡爛[15]　或馬形疲瘦　或馬不強壮　不堪乗用（下略）」とあるのは，駅家の馬が放飼されるのが原則であったことを示す．これらの放飼には牧飼も自由放牧もあったと思われる．

(3)　牧の位置

前時代からこの期にかけて，牧は多く川畔や島に設けられた．川畔に拡がる氾濫原は，水辺に近く，氾濫が反復して地味が肥沃であるから，草生がよいなど，放牧地にはあつらいむきである。そこはこの氾濫が耕作の障害になって，開発が他よりおくれ，川畔に広い草地が所在し

た．これらは牧開設に甚だ好都合な条件であった．正倉院文書に，

一，牧裏事

右　依去八月三日大風雨　河水高漲　河辺竹葉被漂仆埋　但以外竹原并野山之草甚好盛

一，牧子六人　長一人　丁五人事

右　率常件人　令見妨守并上下御馬以次祗承　望請　於国司誂給牒書　而如常止役　欲得駈使

一，給衣服而欲令仕奉事

右　件牧子等　為貧乏民　其無衣服率仕奉醜

以前事条　具録如件　仍謹請裁　以謹解

天平勝宝六年十一月十一日

知牧事擬少領外従八位下吉野百嶋

とある．吉野百嶋が管理した牧は何処であったか不明であるが，その牧が川畔にあったことはこの解文に明示されている．牧の一部が8月3日の大風雨で冠水した．ために川畔の竹原が砂礫で埋まる始末であった．しかしこの牧はこの氾濫原に接する山野にも拡がっていたとみえ，砂礫で埋まらない所は草生が大変良好であった．

島は牛馬の逸出を防ぐませ垣がいらないこと，ことに中州であれば上述の氾濫原に相当するわけであるから牧に利用するのには好都合であった．

しかしこれらの地は平坦であるのと，肥沃なことなどから，次第に開発されることになった．716（霊亀2）年2月，大隅，媛島2牧を廃したのは，百姓にここの耕作を許したからである．開墾奨励策をとるようになって，開墾適地に所在した牧が，耕地化する傾向は一層強くなったであろう．耕地が拡大して，自由放牧も制約をうけたであろうことは想像にかたくない．

〔註〕

（1）滝川政次郎　律令時代の農民生活
　古島敏雄　日本農業技術史，上，pp. 108～116
　日本馬政史一，pp. 116～149
（2）続日本紀　巻三
（3）（4）続日本紀　巻五
（5）続日本紀　巻九
（6）佐々木信綱　万葉辞典
（7）夫木抄
（8）前島氏農業経営日記，古島敏雄　近世農業の構造
（9）関川氏諸色覚日記　同上書
（10）陶山鈍翁　老農類語　日本経済叢書　巻四
（11）松戸市史　三
（12）厩牧令　10
（13）厩牧令
（14）厩牧令　14
（15）三代格天平宝字8年10月10日

Ⅱ．平安時代の放牧

(1)　自由放牧の盛行

平安時代に入ると自由放牧は一層盛んに行われるようになった．又限定放牧も普及したが，これは当時の土地制度，就中禁占山野の制に負うところが多い．

山野の独占を禁止し，山川籔沢公私利を共にすることは，奈良時代以前からの制度で，百姓は山野において自由に樵蘇を行うことができた。この樵蘇に利用する民要地は，農民にとっては必須のものであった．それ故独占禁止を令したのである．しかるに王臣或いは豪族がその権勢をたのんで，憲法を憚らずほしいままに山野を独占する風潮はやまなかった．それで798（延暦17）年には次の太政官符が下令された．

寺并王臣百姓山野籔沢浜嶋尽收入公事[1]

右被右大臣宣称　奉勅准令　山川籔沢公私共利　所以至有占点　先頻禁断　如聞　寺并王臣家及豪民等不憚憲法　独貪利潤　広包山野　兼及籔沢　禁制芻樵　奪取鎌斧　慢法蠹民　莫過斯甚　自今以後　更立厳科不論有官符賜及旧来占買　並皆收還　公私共之　墾田地者　未開之間　所有草木亦令共採　但元来相伝加功成林非民要地者　量主貴賤　五町以下作差許之　墓地牧地不在制限　但牧無馬者亦従收還　其京城側近高顯山野常令衛府守　及行

幸経過顕望山岡　依旧不改　莫令斫損　此等山野並具録四至分明牓示　不得因此濫及遠処（下略）
延暦十七年十二月八日

かくして百姓の蕘樵の自由が保護されたが例外があった．それは京城近傍の高顕山及び行幸の際の経過顕望の山岡で，ここの木は伐採してならないとされていた．8年後の806（大同元）年8月25日の太政官符[2]でも，同様の趣旨が下令せられた．此の両者を通じ，「墓地牧地不在制限　但牧無馬者　亦従収還」とあるのは，慶雲3年の詔と異なるところである．又大同元年の太政官符では「若以嶋為牧者　除草之外　勿妨民業」とあるのは注意を要する．島に牧を開設するものがようやく多くなったのであろう．

9世紀の中葉以降においては，百姓のために山野における放飼の権利を守る必要が生じてきた．

応禁制山野不失民利事[3]
右被右大臣宣称　山野之禁元為鶉鴿　至於草木　無所禁制　如聞　所由不煞事意（ムマウセズ）　矯峻法禁　奪人鎌斧　執人馬牛　以絶往還之蹊　亦失樵蘇之業　為人之患　莫此之甚　宜早下知莫令更然　又聞　或公或私　非有官符　妄占山野　多妨民利　如斯之類並早禁制断（下略）
嘉祥三年四月二十七日

応聴樵蘇禁野内事[4]
右禁野之興　非妨民業　至於草樹素不拘制　去嘉祥三年四月廿三日　今年正月廿一日下知了　而今預等　仮託威勢　矯行非法　或駈略牛馬　忽無放牧之便　或掠奪鎌斧　遂失樵蘇之利　百姓愁苦　莫大於斯（下略）
元応七年十二月廿二日

ここにおいて禁野においても，牧豎の出入放牧蘇蕘の行為が許されていたことは明かである．山城国葛野郡嵯峨野，愛宕郡栗栖野，紀伊郡芹川野・木幡野，乙訓郡大原野・長岡村，久世郡栗前野・美豆野・奈良野，宇治郡下田野，綴喜郡田原野，大和国山辺郡都介野，美濃国不破安八両郡内蔵人所の猟野，播摩国賀古郡の野，印南郡今出原・印南野，神崎郡北河添野・前河原，賀茂郡宮来河原・爾可支河原，備前国児嶋郡内蔵人所の猟野[5]などは禁野で，放牧蘇蕘が許されていた．このうち嵯峨野は876年大覚寺が設けられても，そこでの放牧は許されていた[6]．摂津国為奈野は885年太政大臣基経の狩鳥の野となった際，「樵蘇放牧依旧勿制」と下令された[7]．

嘉祥3年の官符は「或公或私」が妄に山野を占拠するのを禁じているから，禁野に関するばかりでなく，一般の山野にも言及している．山野の禁には放牧樵蘇は含まれぬことが明示されると共に，一般の山野を独占し民業を妨げるを重ねて禁じている．禁野での放牧を禁止する預人があって，百姓が困ったためこの官符がだされたのであろう．百姓の放牧樵蘇が禁野において保証されるぐらいであるから，当然一般の山野では放牧樵蘇が自由であった筈である．

当時民間における自由放牧が甚だ盛んであったことを証する事例は多数あげられる．官の印にならって百姓も私の馬牛印を作り，馬牛に刻印していた．上野国では官の印より大きい私馬牛印を作って，官の馬牛を盗み，官印を焼乱して，官の馬牛であると云う証拠をいん滅してしまう者もいた．そのため私馬牛印の大きさを制限し，官のそれより小さくした[8]．百姓の馬牛も放飼うから，印をつけておく必要があったのである．

放飼の盛行は平安京の内外でも例外ではなく，宮城の北方の山野でさえ牛馬を放飼うものがあった．その牛馬が宮中にまで闖入したのである．宮城以北の山野の放飼禁止令[9]は，容易に守られなかったと見え，犯を重ねる毎に重く罰する規定を設けたほどである．都内の朱雀大路は幅100mを越える大路であったから，そこも馬牛の放飼に使用された[10]．又神泉苑に馬牛を放飼うものがあり[11]，宮中に牛馬がまよい込むのは再々[12]で，この近くに放飼うものが多かったことを示している．大内裏の垣が破損していたからかくの如き始末になったのであるが，放飼の慣行がなければこのようなことがおこらない筈である．

奈良時代すでに馬飼養の風が流行して，身分によって飼養頭数を制限しなければならぬ程であり，[13] それがききめがないと見え再三同趣旨の命を下令しなければならなかったのを見ると，都ずまいの高官は，多数の馬を飼っていたものと思われる．それが上記のような放飼を行うにいたる一因である．もともと西京即ち右京は人家が稀で，左京とても人家が密集していたわけではなく，[15] 866（貞観8）年には都の中の空閑地は，耕種を聴することになったほどである．朝庭の勢が衰えると，都での放飼が一層はなはだしくなったであろう．

自由放牧の盛行で宮城内に牛馬が侵入するほどであるから，当然寺社の境内にも闖入した．かくて815（弘仁6）年には近江の崇福・梵釈両寺が境内で放牧することを禁じ，[16] 859（貞観元）年には延暦寺，[17] 1080（承暦4）年には平野社が放牧と禁じた．[18] 寺院の場合は僧兵の集蓄と関連するものもあり，999（長保元）年には「蘭若空為放牧之地」[19]と歎ぜられる状況であった．かくの如きものは百姓の手で行う自由放牧とは多少趣を異にするが，崇福・梵釈両寺においては，「道俗相集，還穢仏地」と云っているから，僧侶も百姓も放牧を行った．平野社の場合は付近の牛飼童がその境内で牛を放牧し，畠物を損耗させた．

811（弘仁2）年には応禁断乗用公私父馬事の太政官符[20]がだされた．これは公私の父馬を乗用に使うものが多くなって，遊牝の機会が少く，馬の蕃殖が悪くなったからである．しかしここでは牝馬の放飼には全くふれていない．ただ「牧馬遊牝任意なれば，良駒育すべし」として，「父馬を繋ぎ私に乗用に事う，此に因って課欠の数多く，蕃息減少」したから，父馬は放牧しておかねばならないと云うのである．課欠は公の馬に関することであったが，私の馬の蕃息も問題となっている．若し牝馬を放牧していないのであれば，父馬の放牧だけでは意味がない．ここでは牝馬の放飼は当然のこととして，それには言及していないのである．

970（天祿元）年7月頃，石山に参詣した菅原孝標の女が，瀬田川原で「川面に放ち馬どものあさりありくも，はるかに見えたり」[21]と記した風景をみている．1005（寛弘2）年7月頃，京の北辺の故源満季の家地に，母牛を放しておいたところ，馬がきて遊牝したと云う．[22] 鞍馬道にあたる市原野には多数の野飼の牛がいた．[23] 諸記録が都近くに多いので，畿内の例ばかり多いが，地方における自由放牧はこれにおとったとは思われない．

(2)　官私の牧と放牧の方法

延喜式中の牧には，御牧・諸国牧及び近都牧の別がある．御牧は左右馬寮の直轄に属するもので，甲斐・武蔵・信濃及び上野の4カ国におかれ，計32カ所に及んだ．

甲斐国	1	柏前牧	北巨摩郡増富村柽山	2	真衣野牧	北巨摩郡武川村牧原
	3	穂坂牧	韮崎市穂坂			
武蔵国	4	石川牧	横浜市港北区北石川	5	小川牧	西多摩郡秋多村小川
	6	由比牧	八王子市旧由井村	7	立野牧	横浜市港北区中山付近
信濃国	8	山鹿牧	諏訪郡茅野町豊平	9	塩原牧	諏訪郡茅野町大塩
	10	岡屋牧	岡谷市（旧岡爾谷村）	11	平井手牧	上伊那郡辰野町平出
	12	殖原牧	松本市北植原・南植原	13	高位牧	上高井郡高山村高井
	14	高所牧	上伊那郡辰野町宮所	15	大野牧	下伊那郡阿智村大野
	16	笠原牧	伊那市笠原	17	新治牧	小県郡東部町新張
	18	大室牧	埴科郡松代町大室	19	荻倉牧	諏訪郡下諏訪町荻倉
	20	猪鹿牧	北佐久郡東村志賀	21	塩野牧	北佐久郡御代田村塩野
	22	望月牧	北佐久郡本牧村望月	23	長倉牧	北佐久郡軽井沢町長倉
上野国	24	利刈牧	北郡馬郡長尾村北牧	25	有馬嶋牧	渋川市有馬（旧古巻村）
	26	治尾牧	勢多郡赤城村沼尾	27	市代牧	吾妻郡中之条町市城
	28	大塩牧	利根郡新治村	29	拝志牧	利根郡利根村
	30	長野牧	利根郡月夜野町古馬牧	31	新屋牧	勢多郡粕川村新屋
	32	塩山牧	甘楽郡下仁田町西野牧・南野牧			

諸国牧は兵部省の所轄に属し，諸国の国司が管理していた．これは駿河国外16カ国にあり，馬牧・牛牧び馬牛牧の区別があった．

駿河国	33	岡野馬牧	沼津市金岡	34	蘇美奈馬牧	不明
相模国	35	高野馬牛牧	足柄上郡南足柄町			
武蔵国	36	檜熊(ヒノクマ)馬牧	不明	37	神崎牛牧	不明
	38	余師(カナマス)馬牧	〃			
上総国	39	大野馬牧	夷隅郡大多喜町大野	40	負野牛牧	君津郡根形村飯富
下総国	41	高津馬牧	千葉郡八千代町高津	42	大結(オオイ)馬牧	船橋市
	43	大嶋馬牧	北葛飾郡大島村？	44	長州馬牧	猿島郡岩井町長須
	45	浮島牛牧	千葉市幕張			
常陸国	46	信太馬牧	稲敷郡新利根村小野			
下野国	47	朱間馬牧	下都賀郡藤岡町（旧赤麻）			
伯耆国	48	古布馬牧	東伯郡東伯町（元古布庄）			
備前国	49	長嶋馬牛牧	邑久郡裳掛村長島			
周防国	50	竈合馬牧	大島郡大島	51	垣嶋牛牧	熊毛郡上ノ関村長島
長門国	52	宇養馬牧	豊浦郡小串町（旧宇賀村）	53	角島牛牧	豊浦郡北豊町角島
伊予国	54	勿那島馬牛牧	温泉郡中島町・西中島村			
土佐国	55	沼山村馬牧	幡多郡三原村今野山			
筑前国	56	能臣島牛牧	福岡市残島			
肥前国	57	鹿島馬牧	鹿島市	58	生属島馬牧	北松浦郡生月島
	59	摺野牛牧	北松浦郡野柳島	60	庇羅馬牧	平戸市
	61	柏島牛牧	東松浦郡神集島	62	早崎牛牧	南高来郡口之津町早崎
肥後国	63	二重馬牧	阿蘇郡阿蘇町永水	64	浪良馬牧	阿蘇郡小国町・南小国村
日向国	65	野波馬牧	諸県・大隅両郡	66	都濃野馬牧	児湯郡都濃町
	67	長野牛牧	薩摩郡薩摩町永野	68	堤野馬牧	宮崎堤内郷？
	69	野波野牛牧	諸県郡野尻？	70	三原野牛牧	不明

近都牧は左右馬寮の所轄で，摂津・近江・丹波及び播磨等都に近いところにおかれた．これには次の6牧がある．

摂津国	71	鳥養牧	三島郡三島町鳥飼	72	豊島牧	豊中市（旧豊島）
	73	為奈野牧	伊丹市稲野			
近江国	74	甲賀牧	甲賀郡信楽町牧			
丹波国	75	胡麻牧	船井郡日吉町胡麻			
播磨国	76	垂水牧	神戸市垂水区			

私牧も多数あった．禁占山沢の格は，樵蘇放牧の自由を保証するのが主眼であったから，墓地と共に，牧を設けることに関しては制限をつけなかった．即ち必要に応じ，空閑地において自由に牧を開設することができた．禁占山沢の制は前からあったが，「牧地不在制限」を明示したのは798（延暦17）年の格である[24]．この頃になって私牧を設けるものが，ようやく多くなったのであろうか．放牧の重要性がみとめられたことは確実である．牧の管理は大きな資本と労力が使える人でないとできないから，私牧を開くことができたのは王臣豪族である．

これら官私の牧では，如何なる方法で放牧を行ったであろうか，諸種の資料によって判断すると，通年放牧と季節放牧の両者が行われていたことは明かである．もっともこれらの方法は奈良時代にも採用されていたであろうが，その実例は不明である．平安時代に入るとこれを明示する史料が残されている．

通年放牧は周年放牧であるが，馬牛を必要ある毎に繋いで，用事がすめば再び放牧する如き飼養の方法も，長期にわたって繋飼をするのでなければ，通年放牧とみてよい．摂津その他に所在した近都牧では，諸国から貢上した馬牛を放牧し，用事があるごとに繋いで使用していた[25]．

たとえば春日社春冬祭に用いる神馬4匹，大原野春冬祭に用いる神馬4匹は，夫々必要ある際に繋いで，祭が終了すれば，再び本牧に放飼を行った．春日社の春冬祭は2月及び11月の申の日[29]，大原野社の祭は2月上卯日と11月子日[27]である．この祭の際に繋いで，「事訖放本牧」とあるから，冬半年にも放牧していたことは明瞭である．2月祈年祭の祭馬11疋は，近都牧に放飼してあるところの，諸国から貢上した繋飼馬をあてる定めであった[28]．この「諸国所貢繋飼馬」も近都牧で放牧されていたが，2月の祈年祭にもってきて祭馬にあてるのであるから，これ又冬半年にも放牧していたことが知れる．

これらはみな一つの牧内で夏冬通し放牧するものである．一般の官私の牧が多くはこの方法を採用したのであろう．少くも島牧はすべてそうであったと推定してよい．伊予の忽那島の馬牛牧はその好例である．忽那島は松山市北西にある中島[29]で，876（貞観18）年の伊予国からの報告[30]によると，毎年馬4匹，牛2匹を貢上していた．その頃牧に残った牛馬が夫々300余もあって，島内の植被を喰い荒していた．麦がのびるとすぐ畑に入ってくる始末で，百姓が困っていた．そのため廃牧になった．ここでは牛馬を混牧し，置付放牧をやっていた．

通年放牧であっても夏半年は牧内に追い込み，作物を荒さないようにし，冬半年は牧門をあけて，自由に山野を馳駈させる放牧もある．968（康保5）年の次の記事[31]は，正にそのことを示している．

牧馬生益
其牧司解申実録言上　康保五年御馬帳事
康保四年定馬八十六匹七分
牡馬廿五匹　父馬一匹　蕃息廿四匹　　牝馬六十一匹　不課廿二匹七分　責課三十九匹
除九匹六分　神馬一匹　某毛　才　　倒馬八匹六分　某毛　才　牡四匹　某毛　才　牝四匹六分　某毛　才
遺七十七匹一分　牝馬廿匹　父馬一匹　蕃息十九匹　　牝馬五十七匹一分　不課廿匹一分　責課三十七匹
番課　廿二匹二分　牡馬十二匹　某毛　才　　牝馬　十一匹二分〔十匹二分カ〕　某毛　才
除　為猪狼被斃御馬廿七匹　牡馬十二匹　某毛　才　牝馬十五匹　某毛　才
右件御牧之間　為廿日実検　以四月一日　狩籠牧内実検　十月一日出牧門
都合大小馬七十二匹三分
牡馬廿匹　父馬一匹　蕃息十九匹　　牝馬五十二匹三分
不課十七匹三分　年廿四才以上　二才以下　　責課卅五匹　年五才以上十八才以下
右件御馬帳　勘録如件　以解
康保五年五月廿七日

これは某牧司が御馬帳を差出すについて，馬数歯才をしらべた方法にふれている．即ち御牧内を20日間かかって実地調査を行っている．しかも4月1日に牧内に狩りごめて調べている．牧に狩ごめずにやったとすれば，この調査にどの位の日数を要するものか不明であるが，少くも20日以上はかかるのであろう．10月1日には牧門を出すとあるから，この牧は後世一部でとり込又は追込をさした牧とは別である．若し冬半年に繋飼又は櫪飼を行うのであれば，その際に数を調べるのが便宜である．牧に放してから長時日をかけて調べる筈がない．かくて10月以降3月末までは，牧の内外で自由放牧をやっていたものとみられる．

1005（寛弘2）年には冬半年の放飼中「焼牛之過」を起した．野火にやかれて放飼中の牛が死んだのである．この牛は播磨豊忠の牛と，近所の人々の牛とを合せ4頭である．草干にあたる時であるにもかかわらず，この牛は山野に放飼されていた．しかるに令の定めに従って山野に火入れを行ったものがあったが，思いがけずこの焼牛事件を起したのである．

播磨豊忠問　寛弘二年二月九日明法博士令宗朝臣元正答[32]
仮令　随近人々牛　相当草干之時　不令繋立　放飼山野　然間二月十六日　依例焼掃野　爰件人々幷豊忠牛　都

合四頭　慮外焼死　仍彼牛主等　責可弁之由　償不之理　謹請明判　謹問
答　厩庫律云　故殺官私馬牛者徒一年　其誤殺傷不坐　但償其減価　疏云　減価　謂畜産直布十端　殺訖　唯直布両端　即減八端　償殺減八端　償八端之類　厩牧令云　牧地恒以正月以後　従一面以次漸焼　至草生使遍　義解云　謂二月以前　雑律云　失火及非時焼田野者　笞五十　注云非時謂三月一日以後　十月卅日以前　不水火有所損販　故犯者徴償　誤失者不償　旧説云　如有殺傷畜産　雖非故犯　必可償其減価者　畜産之類殺傷之時　各随所為之趣　皆判可償之法　但焼野之処　自致焼牛之過　仍尋損害之状　雖無故犯之由　只免本罪　宜弁減価

これは牧ではなく山野であるが，冬季に放牧をやっていた．民間でも冬季の放牧を行っていたわけである．又「仮令随近人々　相当草干之時　不令繋立　放飼山野」の文は夏半年の放牧を当然とし，且つ11月から2月末日まで，所によっては10月から3月まで，繋ぎたてを行うものがあることを言外に示している．然しながら草干相当の時に，繋飼をやらねばならぬという規定も慣行も存してはいなかった．即ちこの草干の時の火入れは，合法的行為である．もしその期における放牧が非合法ならば，焼かれ損で，この際焼牛の事故が発生しても，それは過ではない．しかるにかの牛主は弁償してほしいと要求し，明法博士は火入れを行ったものの過失であると断じた．これは冬半年の放飼が禁ぜられていない証拠である．

作物を荒すおそれが少い冬季に，付近の山野で自由に放牧し，作物がのびはじめる時期になって，牧に狩りごめる方法は，農業を主とした日本の国情にあっている．

甲斐国で馬城[33]をとりこめとよませるのは，まきにとりこめるとの意であろう．

山城国美豆厩では，左右馬寮で夏季に，太らない馬を選んで飼った．又諸祭料馬も同様に放飼をやったと云う[34]．美豆厩では畠11町野地即ち放牧地が50町あった．この野地で放飼を夏季に行った．

又左右馬寮所轄の牧でも，諸国牧と同じく牧馬の校印を行った．この校印は国司，牧監又は別当（甲斐・信濃・上野三国は牧監，武蔵一国は別当を任じた）が夫々牧にのぞんで行った．期日は毎年9月10日である[35]．これは厩牧令の場合と同じく，少くもこの期には牧内にかりごめておいた事を示している．

中には冬ばかり放飼を行うものもあった．左右馬寮で播磨国家島に放す馬は，10月から放飼を始め，翌年3月下旬に繋ぎとり，京都に遞送することになっていた[36]．これは冬半年のみの放牧で例が少いと思われる．

(3)　土地の開発と放牧

開発が充分進まないうちは，自由放牧も許されるが，ある程度進んでくると，自由放牧を制限する必要が起る．平安時代の日本の人口密度は1方粁当り10～16人で，幕末の北海道半島部南端に匹敵する[37]．幕末の北海道では広く自由放牧が行われていた[38]．井上氏によると平安時代の初期において，関東・東海・近畿中央部，山陰中東部，播磨及び岡山平野，北九州では密度が25人以上に達する地区もあったが，その他では10人未満であった．当時本州，四国，九州において，幕末の北海道半島部南端と類似の開発段階にあったとする仮定は，生産的基盤の相違を考慮に入れても大して不当ではない．そうすると自由放牧によって蒙る不利益は，平安時代の本邦において余り多くなく，この方法は飼養に要する手数を省くのに好都合であったと推定される．然し開発が進んだところでは，限定放牧の必要が生じ，又その一部では限定放牧すら許されないほどになっていた．諸国で牧を廃するものが多くなったのはそのためである．

782（延暦元）年備前国児島郡小豆島に放牧してある官牛が，民産をそこなうと云う理由で，これを長島に移し，小豆島は民をして耕作せしめるよう下令された[39]．799（延暦18）年には大和国宇陀郡肥伊牧[40]及び近江国小神牧が廃止された．肥伊は民居に接しているから田園を損するのが廃牧の理由であり，小神では民業を損するからやめさせたという．808（大同3）年には

摂津国河辺郡畝野牧が，「為牧馬逸出　損害民稼[41]」を理由に廃止された．870（貞観２）年には大隅国吉多・野神の２牧が廃止された[42]．ここでは牧馬が甚だしく蕃息して，百姓の作業を害した．864（貞観６）年には肥後国大宅牧[43]，865（貞観７）年には讃岐国三野郡託磨牧[44]が夫々廃された．事由は不明であるが恐らく上例に類似した事情によるものであろう．

これらの諸牧で民業を害すると云うのは，牧に柝がないか，あっても不完全であったからである．876（貞観18）年の太政官符「応令牧監等検校牧格事[45]」によると，信濃国では牧から牧馬が逸出して，牧内にとどまる馬がないという状況であった．牧格が野火で焼失するとか，盗難にあって不完全だったためである．すでに865（貞観７）年に牧格が破損した際，料稲を請求せずに，牧内浪人の徭をもって修繕するよう命ぜられていた．それにも拘らず牧長等の怠慢によって修繕されなかった．そのため信濃国所在の勅旨牧の牧馬２千余頭中の大部分が，格外にでて民業を践害するにいたった．そのままでは行方不明の牧馬もでる恐れがあるから，牧格を完備してその管理をよく行うよう命じたのである．かくして延喜の末年（913—922頃）「検校牧格」の件が下命された．

左大辨橘朝臣澄清伝宣　右大臣宣　奉勅　諸牧可造格囲牧之状　章条已明也　而今如聞　牧監別当等　不慎此旨　无心営柝　因玆御馬放散田畝之間　損害人民之業　是則牧吏不遵格制之所致也　宜仰検諸牧使毎牧令巡検　若致破損　特加勘責　兼亦定其期限　令勤柝造[46]

橘澄清が左大辨の時代は，延喜13〜22年である．その頃かくの如きであったとすると，牧格の完備は仲々ゆきとどかなかったのであろう．1002（長保４）年には「私牧牝馬到官遊牝[47]」の事件が起った．即ち私牧の牝馬が官牧に入って遊牝し，本牧に帰って駒を産んだ．その駒が官私いづれの所有に属するかの問題である．責課の法は母の数をもとにしていて，父の数は全く関係がない．それ故この駒は牝馬の所有者に属すべきだと裁定された．この勘文は８月７日率甲斐勅旨御馬事と，８月22日在信濃国牧事との両方に記されていて，どちらのことか又両方のことか不明であるが，これによって私牧が勅旨牧に近接していたことと，牧格が不完全であったことが判明する．

牧格の不完全は単に焼失や盗難のためばかりではないかも知れない．規定によれば造らなければならぬのであるが，何かの都合で造らない場合もあるに違いない．事故がおこってからそれを造らなかったといわずに，焼失又は盗難にかこつけることはなかっただろうか，民間にあっては自由放牧を行っていたに違いないから，その耕地を守るませ垣はあった筈である．民間の所有にかかわる牛馬が，山野を自由に馳駈しているのに，牧の馬だけが牧格の内に入れられていることになる．牧格が一部不完全でも平常はそれほど民業のさまたげにはならなかったのではあるまいか．そうであれば多少の牧格の管理が不充分でも，みのがされるわけである．近世において南部の北野及び三崎の牧も，初めは柵垣がなかった．人煙の稀な地方ではそれでもことすんだのである．耕地を守るませ垣があっても，その手入れは容易でない．野飼の荒馬がやってきて，それをこわし作物を荒すこともあった．ことに冬から春にかけては，野飼の馬が畑をよく荒した．伊予の忽那島でもそうであった．

今其遺馬三百余疋　牛亦准之　嶋内水草既乏　蕃息滋夥　青苗初生　風逸踏破　翠麦将秀　群入食損　百姓之愁　莫甚於斯[48]

かくの如くであったから牧の近所の開発が進むと，迷惑を蒙る人が多くなり，自然苦情もでて，廃牧が要請されるのである．一方では一層集約的な土地利用の必要が起って，牧を廃し開田するものも多かった．すでに奈良時代の初めに，大隅・媛島の２牧が廃され開墾を許されたのはその例である．平安時代においては，都を遠くはなれた上総国の藻原庄（茂原）で私牧が開墾された．

藻原庄　上総　一処[49]

地四至　東限清水野　西限巨堤芦原　南限緑野　北限小竹河

東西一千弐拾丈　南北肆佰捌拾漆丈
右庄国等制図券　公験等書　奉入如件
就中藻原庄曾祖父故従四位上黒麿朝臣之牧地也　墾闢為治田也（中略）件両箇庄先君有命　可施入興福寺（下略）
寛平二年八月五日　　蔭子藤原朝臣敏樹

ここでは牧が田に開かれ．後興福寺に施入された．この種の私牧を耕地化する傾向は，当時一般に普及していたことで，これに関しては西岡氏の[18]論考もある．かくして奈良時代全国に分布していたと想定される牧が，この時代に入って特定の地方に偏在するようになった．

(4)　牧地の地形

平安時代の本邦の牧はどのような地形を利用して開設したのであろうか，ここでは延喜式所載の官牧を主とし，所在が判然としている私牧を加え，牧地と地形との関係を概観してみよう．

（a）氾濫原及び三角州を利用した牧．官私の牧が諸国の川畔に並んでいた．今日但馬の朝来川畔などで堤外地に牛を放牧するような光景は，その放牧頭数を問題にしないなら，本邦のいたる所でみられる．古代においてもこの種の放牧が行われていたと思われる．871（貞観13）年閏8月14日の太政官符「応禁止鴨河堤辺耕営水陸田事[51]」をみると，加茂川畔で百姓が放牧を行っていたことが知れる．鴨河濡（セン）近郊の地は京邑及び諸国輸貢の徒が，古来蒭牧に使用していた所であるが，白田を開くものがでて，百姓の放牧の便を失わしめ，又堤防も田の水が霑潤して破壊される．これは一家の利を考え万民の愁を忘れてた行為であるとして，そこでの水陸田即ち田畑の耕作を禁止したのである．桂川畔にも放牧したことが，同年の「定葬送竝放牧地事」の太政官符で知れる．

定葬送竝放牧地事[52の1]
山城国葛野郡一処　五条荒木西里六条久受原里＝在り
四至　東限京極大路　西南限大河　北限上件両里之北畔
紀伊郡一処　十条下石原西外里十一条下佐比里十二条上佐比里＝在り
四至　東限路竝大河流末　西南限大河　北限京　南大路　西末竝悲田院南沼

葛野郡の一カ所は西京極北西方の保津川畔であり，紀伊郡の一カ所は桂川，加茂川合流点付近の佐比の川原である．いずれもこれらの川原は百姓の葬送の地，放牧の処であるがこれを独占するものがあるために，一切耕作させてはならぬと下命した．

897（寛平8）年には「応許耕作鴨河堤辺東西水陸田廿二町百九十歩事[52の2]」の官符がだされた．貞観13年の官符で加茂川堤の東西の開墾を禁制したが，20余年後にはすでにそこに田畑が可成り開かれていた．その現場を実検したところが，墾田の大部分は堤の西方にあって，堤防の害にはならない．墾畝即ち畠は百姓の口分と交錯して，たとえ耕作しなくとも放牧の地にはできない．それ故その開墾は承認せよと云うのである．但し三条大路以南は荒廃の私田が5～6町歩あるけれども，百姓の口分田ではない，随ってこの田は放牧の妨げになるといっているから，三条大路以南の加茂川畔は，依然として百姓の自由放牧を行う地になっていたのであろう．

ここに川畔での自由放牧の実例をあげたが，官私の牧も多数川畔に所在した．

淀川の川畔では，木津川との合流点付近から川口にいたるまで，その左右両岸に多数の牧があった．淀と木津との合流点付近には美豆（ミヅ）御牧があった．この牧は久世郡久御山（クミヤマ）町旧御牧村からその西綴喜郡八幡町旧美豆村にわたっていた．[53]美豆御牧はもと木津川の両岸にわたって所在したが，川床改修で御牧村と美豆村が地続きになった．

河内国交野（カタノ）・茨田（マムダ）・讃良（ササラ）・渋河・若江・摂津国島上，島下及び西成の諸郡にも多くの牧があった．これは昌泰元年（898）11月の官符をみるとわかる．

応禁制河内摂津両国諸牧々子等妨往還船事[54]
右公私牧野多在河内国交野　茨田　讃良　渋河　若江　摂津国島上　島下　西成等郡河畔之地　諸国漕運雑物之

徒　就彼縁辺　牽引船航　如聞　牧子之輩無知章程　寄事禁制　好致掠奪（下略）
昌泰元年十一月十一日

島下郡鳥飼村には近都牧鳥養牧，交野郡葛葉には私牧の楠葉牧があった．これらの私牧の牧子が主人の権勢をたのんで横ぼうをきわめたことについては，西岡氏の記事[18]もある．淀川を上下する船乗が，これら諸郡の牧子の横暴で迷惑を蒙るのは，牧が多数この川畔に群っていた故でもある．

他の地方においても，釜無川畔では甲斐の真衣野，千曲川畔では信濃の大室，酒匂川畔では相模の高野などが夫々氾濫原を利用していた．既述の754（天平勝宝6）年の牧裏事にもみられる如く，洪水一過のあと地は，草生の繁茂が甚だ良好であった．水草の便利を得て，牧としては誠に好都合の場所である．三角州の分流にはさまれた牧も，一部では前時代と同じく所在したであろう．

（b）島や岬角を利用した牧

島では家畜が逸出して行衛不明になる恐れは殆んどない，そのため島を放牧地に利用する民間人が多くあったとみえ，806（大同元）年にはこれに関する官符がだされた．即ち「若し島を牧とする者は，草を除くの外，民業をさまたげてはいけない」と．当時民間で空閑地に牧を開設するのは自由であった．しかもその広さについても制限がなかった．ただ耕地を荒すなどで，官私に迷惑が及ばないように，施設をととのえておけばよかった．島の場合も同様である筈にもかかわらず，ことさらに草を除くの外云々と，「牧地不在制限」の格に付加されたのは何故であろうか．確証はないが島は家畜が島外に逸出するおそれがないために，垣を充分作らずに放牧して，島内の百姓に迷惑を及ぼすことが屢々であったためではなかろうか．それはとにかくこれによって島牧にも官私の牧があったことが知れる．

官牧では備前の長島馬牛牧，周防の垣島牛牧・竈合馬牧，長門の角島牛牧，伊予の忽那島馬牛牧，筑前の能臣島牛牧，肥前の生属島馬牧・庇羅馬牧・柏島牛牧などが島牧である．これらはみな西南日本に所在した．殊に瀬戸内の島々には小豆島はじめ多くの島牧があった．当時東日本所在の島牧は明瞭でない．

半島や岬角は陸続きの部分に，一部柵垣を設けると，島同様に安全な放牧地になる．肥前の早崎牛牧は島原半島南端の早崎に，能登の珠洲牧は能登半島北東端に，讃岐の託磨牧は三豊郡託間町北西にのびた半島に，大宅牧が宇土半島に夫々所在した．

島や半島は海にかこまれているので，気候が温和なのも放牧には好都合である．

（c）扇状地を利用した牧

信濃の岡屋牧は諏訪盆地の横河川扇状地に，笠原牧は伊南谷の三峰川扇状地に，新治牧は小県郡塩沢川扇状地に，甲州の八田牧は甲府盆地の御勅使川扇状地にあった．扇状地の扇央部は地下水が深く，多くは砂礫質で水持ちが悪いから開田がおくれた．一方近くにかならず川があるから水の便はある．この空閑地が牧に利用された．

（d）火山麓を利用した牧

火山の裾野にも火山扇状地が屢々ついていて，そこは一般の扇状地と諸種の条件が酷似している．信濃の山鹿・塩原両牧は，八ケ岳の西麓に，上野の有馬島牧は榛名山の東麓に，沼尾は赤城西麓に，駿河の岡野牧は愛鷹の東南麓に，肥後の波良は阿蘇の北麓に，日向の野波野は韓国岳の北麓に所在した．これらの火山麓では余り侵蝕されていないものも，侵蝕されて平坦面がいくつかに切断されているものもあるが，大方扇状地状の緩斜面が，少くも一部には残っており，又水の便も割合によい．

（e）低い台地を利用した牧

下総の長州・高津・大結，上総の負野，常陸の信太などの諸牧は，いずれも低い台地上に設

けられた．浅い頭部侵蝕谷底には，小川が流れ一部に湿地もある．台地の面の開田が容易でないのは扇状地の扇央部と同様である．そこが空閑地になっていて，牧の開設に際し注目されたのは当然である．

（f）川谷を利用した牧

或る谷筋についてみると，谷の出口の狭隘部を塞ぐと，奥の広い谷間がよい牧になるような所がある．信濃の萩倉，上野の塩山・大塩，甲斐の黒駒などはその好例である．萩倉は霧が峰西南の小さな谷にあたる．上野の塩山は下仁田町西方，西牧川及び南牧川の両谷にわたっていた．大塩は赤谷川の谷にあったと推定されている．甲斐の黒駒は甲府盆地に注ぐ金川の上流部にあたる．

阿蘇谷には二重牧があり，その一部が火口原に拡がっていたと思われるが，谷の奥を利用した点では同じである．

谷底にある低い段丘や氾濫原が，それに接する緩傾斜の丘陵と共に，牧に利用された例は多数ある．武蔵の由比・立野，信濃の平井手・宮所，上野の利刈・市代・拝志・長野，伯耆の古布などはそれである．

由比は八王子市南方多摩丘陵内にあり，浅川の支流湯殿川の谷に所在した．立野も同じく多摩丘陵内にあって，横浜市の鶴見川の谷に所在したと想定されている．平井手は辰野町の北東部天龍川筋に，宮所は同町北方の谷にある．利刈と市代は吾妻川の谷にあり，利刈はその谷口付近，市代は中之条町の南東にあった．拝志と長野は利根川の上流にあり，拝志は片品川沿岸に，長野は利根川本流すじで沼田北方にあった．伯耆の古布は大山の東北斜面にあたる加勢蛇川の谷にあった．

以上によってみると当時の牧は所在位置の点では Lowland Pasture の性質をもっていた．しかし谷筋に設けられた牧の中には，近くに高原や高い鈍頂丘をもつものも多かったから，盛夏の候には放牧牛馬が山頂部に集る牧も多かったに違いない．

(5)　牧の分布（番号は7～8頁の一覧表参照）

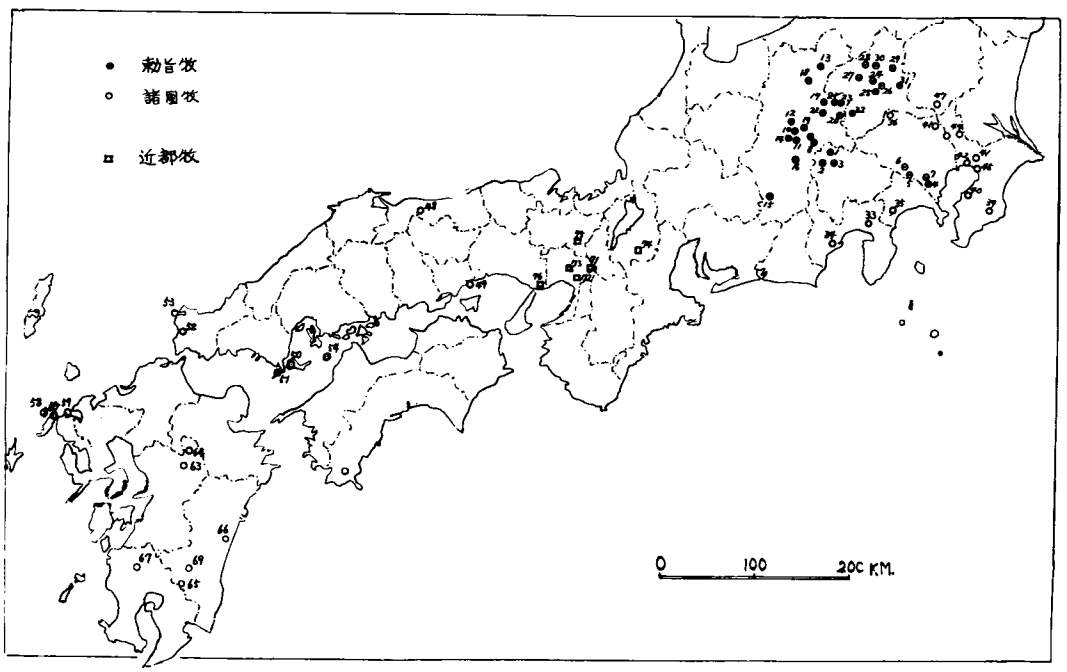

上記の諸牧の分布をみると，特定の地区に偏在している．大部分は表日本側にあって，裏日本には稀である．特に今日深雪地帯として知られているところには官牧がなかった．いくらか雪が多い地方にあった官牧は，伯耆の古布牧ばかりである．信州の諸牧で信濃川流域に所在するものも多いが，いずれも比較的に雪の少いところにあたっている．この事実は当時の本邦の牧が低地牧場の性質をもっていた事実と相まって，これらの牧で通年放牧を実施していたとしても，自然的には障害が少なかったことを示している．

最も多く官牧が群集していた地域は，本州中央高地東部と関東西半部とである．特に勅旨牧は甲斐・信濃・武蔵及び上野の四国に限られていた．その中で信濃国は牧数が最も多く，勅旨牧の牧馬数も876（貞観18）年頃[55]2274頭に達した．甲斐は牧数が多くなかったが，827（天長4）年頃牧馬牡牝合計1000余頭[56]に達し，信濃国と同様にその頃大いに蕃息したと云う．それでこれらの国の勅旨牧から貢上すべき貢馬の数は，他の国のそれより多かった．もっとも実際には定められた数の貢馬を都に送りとどけることはできなかった．864（貞観6）年から1063（康平7）年までの貢馬数等を表示すると次の如くである[57]．

	信濃	武蔵	甲斐	上野	産地不明
延喜式所定貢馬数	80匹	50匹	60匹	60匹	—
857～1067総貢馬数	500余匹	300余匹	148匹	250匹	10余匹
857～1067貢馬回数	45回	35回	28回	17回	10余回
857～1067※最多数	60匹	45匹	30匹	50匹	—
857～1067※最少数	15匹	4匹	8匹	20匹	—

（※貢馬一回について，貢馬数の最も多いもの又は最も少いものを示す）

信濃国所在の勅旨牧中，望月牧は最も大きかったと見え，その牧の貢馬数は20匹，その他の牧が60匹で，合計80匹を信濃から貢上することになっていた．しかるに210年間に45回，最多の貢馬を都にとどけた年でも60匹にすぎなかったのをみると，規定通り貢上ができなかった．甲斐国に至っては1年平均1頭の貢馬もだせなかった．

諸国牧は勅旨牧より広範囲にわたって分布していた．西宮記[58]によると「諸国所貢繋飼牛馬」は，諸国牧産の馬を繋飼して，飼い馴したものであるから，この「所貢繋飼」の牛馬数は，夫々の国の牧の規模を示す．延喜式[59]による所貢繋飼馬は，上野35頭，伊予6，武蔵・上総及び常陸各10，遠江・相模・下野・下総・周防及び讃岐各4，計105頭であり，所貢繋飼牛は相模8，上野6，駿河4，長門及び伊予各2，計22頭であった．下総ではこの外に伊勢齊宮の祭馬として，11頭を送ることになっていた．上野・遠江及び讃岐には延喜式の諸国牧は存在せず，又駿河には牛を放す諸国牧がなかったのに，夫々繋飼牛馬を貢上することになっていた．これは令制の牧が廃されて，貢上ばかり従来通りになっていたためだとするものもある[60]．西海道の諸国は太宰府に牽き付けて，帳簿ばかり兵部省に送ればよかったから，別扱いになっていた．又別貢雑物として，牧牛皮があげられている．これを貢上する国及びその貢上数は，讃岐10，長門8，上総，下総及び備前各6，伊予3，相模数不明，計40余張であった．讃岐がここでもでてくるのは，貞観7年廃止になった三野郡託磨牧の分が，そのままになっているのでもあろうか．

おふちの御牧やおく牧がいつ開牧されたかわからないが，東北地方には平安初期に官牧がなかった．関西の一部では廃牧されるのが目立つのに，東北地方ではこの期以降漸次牧の数が増すのである．

〔註〕

(1) 類聚三代格　16
(2)，(3)，(4)，(1)に同じ
(5) 三代実録　42
(6) 三代実録　貞観18年2月25日
(7) 三代実録　47
(8) 類聚三代格　延暦15年2月25日
(9) 三代実録　30，同42，元慶6年2月21日
(10) 類聚三代格　16，貞観4年3月8日
(11) 政治要略　70，康保3年8月28日
(12) 政治要略　70，康保3年8月27日
(13) 政治要略　元正天皇養老5年
(14) 政治要略　聖武天皇天平18年
　同上　淳仁天皇天平宝字1年
(15) 吉田東伍　地理的日本歴史　pp.145〜152
(16) 日本後紀　24，
(17) 三代実録　13，
(18) 西岡虎之助　荘園史の研究上，p393
(19) 新抄格勅符抄
(20) 類聚三代格　18，弘仁2年5月22日
(21) 蜻蛉日記
(22) 御堂関白記　寛弘2年7月6日
(23) 古今著聞集　9，
(24) 類聚三代格　16，
(25) 延喜式　48，
(26) 古事類苑　神祇部　69，P. 327，
(27) 古事類苑　神祇部　69，P. 540，
(28) 延喜式　48
(29) 吉田東伍　大日本地名辞典，P. 1308
(30) 三代実録　29
(31) 朝野群載
(32) 政治要略　70
(33) 古事類苑　地部，P. 958，
(34)，(35)，(36) 延喜式　48
(37) 北海道史1
(38) 最上徳内　蝦夷草紙，平秩東作　東遊記
(39) 続日本紀
(40) 日本後紀8，
(41) 日本後紀　17，
(42) 三代実録4，
(43) 三代実録6，
(44) 三代実録　20，
(45) 類聚三代格　18　貞観18年1月26日
(46) 政治要略　22，
(47) 政治要略　70，
(48) 三代実録　29，貞観18年
(49) 朝野群載　17，仏寺
(50) 西岡虎之助　荘園史の研究上　pp. 385〜438，
(51) 類聚三代格8
(52の1) 類聚三代格8　貞観13来潤8月28日
(52の2) 類聚三代格　巻8，寛平8年4月13日
(53) 吉田東伍　大日本地名辞典　P.171
(54) 類聚三代格　5，
(55) 類聚三代格　18，貞観18年1月26日
(56) 類聚三代格　5，天長4年10月15日
(57) 日本馬政史1，pp. 221〜222
(58) 西宮記，8月
(59) 延喜式　58，
(60) 西岡虎之助　荘園史の研究上

Ⅳ. 鎌倉及び室町時代の放牧

(1) 自由放牧

1184年頼朝が鎌倉に公文所を開いて以来，室町時代の末1573年までの，略4世紀にわたる時代は，放牧の史料が少数で詳しくはわからない．しかし前時代に引続いて，牛馬の自由放牧が盛んに行われ，山野は勿論社寺の境内でも，牛馬が放飼される状況であったことは疑いない．

社寺の境内での放飼は，早くから禁じられていた．しかしこの禁制は徹底しなかった．そのため14世紀から15世紀にかけて，各地の社寺で放飼の禁制をやった．近畿では丹波の高山寺，京都の祇園社・吉田社・長楽寺・真如堂（極楽寺），関東では鎌倉の鶴岡八幡，中国では出雲の鰐淵寺，長門の住吉社，九州では薩摩の諏訪社がその例である．

丹波の高山寺では1354（正平9）年次のような禁令をだした．(1)

正平九年寺中牛馬事　経廻堂塔辺之条

尤背山寺法之上頗無礼也　永可令停廃之　随見可令取渡知事　於放飼之輩者　一匹別可為五十文之過怠　至繋置之族為重科之上者　依時儀可有其沙汰矣

京都の祇園社においては，1388（正中5）年に牛馬の境内放入を禁制した．(2)

元中五年四月五日乙丙禁制

一，放入牛馬於社内　社中並西境事
（外９個条省略）
右条々所令停止也　若有違犯之輩者　可処罪科之状　依仰下知如件

伊予守源朝臣

吉田社では1403（応永10）年及び1491（延徳３）年に禁令をだした．吉田社からの申請によって，幕府の侍所から送られた応承10年の制札に，次の如く示されていた．(3)

禁制　吉田社
一，馬牛社内へはなち入るべからざる事
一，けいだいの家他所へこほち出すべからざる事
右コノ条々堅クチヤウジ（張示）セシムルモノ也，モシ違犯ノ輩アラバ，其身ヲメシイタシ，罪科ニシヨスベキヨシ仰下サルル所也
依下知如件　三月　沙弥　判

延徳の禁制文は次の如くである．(4)

禁制　吉田社境内
一，伐取竹木　付刈芝放飼牛馬事（外２条省略）
右条々任社例堅被停止訖　若有違犯輩者可被処厳科之由　所被仰下也　仍下知如件
延徳三年閏八月九日　散位三善朝臣判　備前守源朝臣判

長楽寺では1355（応仁元）年，真如堂では1485（文明17）年に放飼禁止の禁制をだした．

この境内の放飼禁止は，故意に放飼うのを禁じたのであって，使用している馬などが偶然闖入するのは，罰則の対象にしなかった．1355（正平10）年の鶴淵寺の起請文(5)によると次の如くである．

一，寺中牛馬禁制事　依放牛馬　枯仏庭之草木　穢僧院之路次　旁以不可然　自今以後者　任傍例　可召過料也　過料若遅々者　件蹄永不可返主　但夫駄鞍馬等不慮離来事　非制限

夫駄は荷をつける馬，鞍馬は乗用に鞍をつけた馬である．何かの都合でこれらを境内で故意に放牧をするものがあったが故に，それを禁ずる必要があった．

昨今まで多くの社前に下乗の制札が立てられていた．馬で乗りつける人など殆んどなくなった時代でも，前時代の名残りをとどめて下乗の制札をたてていたのであろうが，社寺境内での放牧禁制も，単に形式的なもので現実にはその意義を失っていたものかも知れない．随ってこの禁制だけでは，その時代以前の社寺の境内における放牧の盛行をうかがい得るとしても，当時の状況はかならずしも判然としない．しかし次の例は自由放牧の慣行がこの時代にもあったことを明示している．

1482（文明14）年７月(6)，平安京内で放飼をやっていたものがあった．場所は羅生門の北東300mほどにある東寺の近くである．そこを通りかかった兵部少輔の被官等数名がその馬をとらえて乗り，帰路についた．それと知った馬主は追いかけて馬盗人とさけんだので，六角大宮（二条城南方）でこの被官等は所司代浦上宿所（六角油小路）の役人に殺害される事件が起った．このことが兵部少輔と所司代間の問題となって，洛中の自由放牧が記録に残された．

地方にあっては如何であったろうか，都以上に自由放牧が普及していたであろうことは，想像にがたくない．しかし注目すべきことは当時すでに一部の地方で自由放牧を制限していた事実がある．相良家古文書に記す次の事実はこれを示す．(7)

明応二年卯月廿二日
申定条々之内牛馬ユルスベキ事
田畠ノ作毛取納以後タルベシ，年明候者　在々所々其定ノゴトクタルベシ，自然牛馬作毛ヲソンサシ候者　其主人ヘ損之程可有礼過分ニソンサシ候者　其牛馬ヲ可留

九州の人吉地方では田畠の作物を収穫した後初めて放飼が許された．「春季については地方ごとの定によるべし」としている．これは自由放牧の季節について制限を設けたものであるが，

これによつて現在放牧地を殆んどもっていない人吉地方でも，当時自由放牧を行っていたことが知れる．

特定の牧を定めず，公私の山野で自由に放牧する慣行は，貞永式目に「牛馬盗人々勾引事」，及び新編追加に[8]「牛馬盗人勾引人事」が定められた．貞永式目では1252（建長4）年10月民間から再々愁訴されたので，牛馬盗人を厳罰する令をだした．若し犯三度に及べば，その妻子まで罰する定めであった．放飼が普及していたから，このような規定を用意して，牛馬盗人をとりしまる必要があったものと考えられる．

(2)　牧飼と牧の分布

この時代には勅旨牧や諸国牧が，地方の有力者の手で経営されていた．信濃の中野御牧が尾藤太知宣[9]の知行所であったのはその例である．1184（元暦元）年このことが頼朝に承認されている．かくして信濃以下関東の分国内の左馬寮管下の御牧は，1186（文治2）年，年貢未済のため頼朝は朝廷から催促をうける始末[10]であった．頼朝は朝敵追討のため未済になったといいわけをのべているが，この事実は勅旨牧が朝廷の直轄でなくなったことを示す．私牧化しても貢上をやめてしまったわけではない，駒牽の儀は室町時代にも行われていた．もっとも建武の頃でも，甲斐信濃に御牧があまたあるのに，京都に駒をひきつけたのは望月ばかりになっていた[11]．この頃しばらく絶えていた甲斐の穂坂の馬もひかれてきたから，当時この牧も存続していたことが知れる．

これらの諸牧では，どのような方法で家畜が放牧されていたかについては，殆んどわからない．一部の牧では従前通り通年放牧を行っていたことはたしかである．1217（建保5）年に源実朝が「牧取荒馬三百卅匹[12]」を後鳥羽上皇に献上した．この牧取荒馬は野捕りしたばかりの馬で，牧に置付にされていたから，人になれない荒馬である．

諸牧は開拓されて荘園化する傾向にあったが，ことに鎌倉時代では軍馬の必要が増大して，1210（承元4）年には牧振興の命がだされた．

承元四年十月十三日戊辰　諸国御牧事可令興行之由　可相触守護地頭等之旨　今日被仰出[13]

これより先1186（文治2）年には，乃貢未済庄々として，信濃28牧の名があげられてある[14]．しかし鎌倉時代の名馬が多く関東及び東北からでているのをみると，牧馬の中心は本邦の東北部に移っていたのである[15]．弘安役以後の財政再建策として，出羽・陸奥の外東国は御牧を廃止することに定められた[16]．この新式目の1個条はどれだけ効果をあげたか不明であるが，これによって当時出羽及び陸奥が重要な放牧地域になっていたことはうかがえる．

当時東北地方所在の牧名やその位置はよくわからないが，頼朝が平泉の藤原氏に，貢馬貢金を催促[17]していることからして，藤原領である伊沢・和賀・江刺・稗抜・志和及び岩手のどこかに，金産地ばかりでなく牧も所在したのであろう．

室町時代に入ると永正馬焼印図や糠部馬印之図などによって知られる如く，北上高原中央部から青森県東部にかけ，放牧が盛んに行われていたことが知れる．

〔註〕

（1）高山寺文書　日本馬政史1，p.673
（2）祇園社記　同上1，　p.677
（3）史料稿本　同上　p.826
（4）室町家御内書案上　同上　p.828
（5）大日本史料
（6）長興宿禰記下　日本馬政史1　p.832
（7）相良家古文書
（8）（9）吾妻鑑　日本馬政史1　p.540
（10）吾妻鑑　同上　p.472
（11）建武年中行事　8月16日同上　p.991
（12）仁和寺日次記　大日本史料
（13）吾妻鑑　日本馬政史1，p.553
（14）吾妻鑑　同上　p.472
（15）安田初雄　東北の馬
（16）吾妻鑑　同上　p.554
（17）吾妻鑑　同上　p.584